

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦および公募について

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく公選制から、推薦・公募により村長が村議会の同意を得て任命する任命制になり、あわせて、担当地域内の農地の利用最適化の推進を図るため、農地利用最適化推進委員を設置することになります。

これに伴い、農業委員および農地利用最適化推進委員の候補者を公募いたします。

●募集方法

推薦(3人以上の個人または団体による推薦)または応募(自らが委員に応募)

●応募期間

令和2年3月2日(月)から令和2年4月9日(木)まで(土曜・日曜、祝日を除く)

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

●申し込み方法

農業委員会事務局(高山村役場農林課内)へ必要書類を持参されるか、郵送(令和2年4月9日(木)の消印有効)にてご提出ください。

※必要書類は農業委員会事務局窓口で受け取るか、村ホームページからダウンロードしてご利用ください。

●応募資格(次の全てを満たす者)

- ・農業に関する識見を有する者
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- ・原則、村内に住所を有する者
- ・高山村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- ・高山村の職員でない者
- ・高山村暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

●主な業務内容

(1)農業委員

農地の権利移動等の許可・決定、農地転用許可への意見の審議、違反転用への対応、遊休農地に関する措置、担い手への農地利用の集積集約化に向けた推進、必要に応じて施策についての改善意見の提出など、毎月開催される農業委員会総会への出席、各種研修会等

への出席を行います。

(2)農地利用最適化推進委員

担当区域における担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた農地利用最適化のための現場活動。また必要に応じて毎月開催される農業委員会総会での意見報告、各種研修会等への出席を行います。

※担当区域については、以下「高山村農地利用最適化推進委員の担当する区域」をご確認ください。

高山村農地利用最適化推進委員の担当する区域

地区名	その地区の区域	推進委員の定数
中山地区	原、本宿、新田、五領、判形、梅沢、茶屋ヶ松	4人
尻高地区	役原、関田、戸室、火の口、北之谷、熊野	4人

●定員および任期

・農業委員：8名

令和2年7月20日から令和5年7月19日まで(3年間)

・農地利用最適化推進委員：8名

農業委員会の委嘱(令和2年7月20日頃)から令和5年7月19日まで

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

※農業委員の構成条件については、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)1名以上が定められています。

●身分および報酬

いずれも高山村の特別職の非常勤職員であり非常勤職員等の報酬および費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給します。

●応募状況の公表

推薦・応募された内容は、応募期間の中間および終了後、氏名・職業・年齢等を村ホームページ等で公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

●候補者の選考

推薦若しくは公募による候補者の総数が定数を超えた場合、または村長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、「高山村農業委員会委員候補者評価委員会」および「高山村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。

路線バスや鉄道をぜひご利用ください

利用者が少ない路線バスや鉄道は、維持・存続するために多額の費用がかかっています。今よりさらに利用者が減ってしまうと、減便や廃止になるかもしれません。

車を運転できない人にとっては、路線バスや鉄道は村外への貴重な移動手段です。また、車の運転が将来できなくなってしまったときのためにも、路線バスや鉄道は維持・存続しなければなりません。そのためには皆様のご協力が大切になります。

普段は車で移動されている方にも、お酒を飲むときや旅行に行くときなどに「路線バスや鉄道を使えないか？」を考えてもらい、年に1回からでも路線バスや鉄道をご利用いただいて、維持・存続へのご協力をお願いします。

その際には乗換や時刻表の検索に便利な、「ぐんま乗換

コンシェルジュ」をご利用ください。



県公式ページURL

<https://gma.jcld.jp/GmaRouteFinder/>

高山村を走る路線バスに関するご意見・ご要望は、役場地域振興課(☎63-2111)までお願いします。

人口と世帯数 (2月1日現在)

👤	人口	3,591人	(- 5)
♂	男	1,798人	(- 2)
♀	女	1,793人	(- 3)
🏠	世帯数	1,421世帯	(- 1)

※()内は、前月との比較



納税等

★印が3月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				★	★	★	★



税金は 社会を支える あなたの会費